平成27年5月定例教育委員会

平成27年5月21日 (木) 午前9時30分から 宮代町立須賀中学校

1. 出席者確認	
2. 開会の挨拶	教育委員長
3. 会場校長挨拶	校長
4. 挨拶並びに概要説明	教育長
5. 開会の宣言	教育委員長
イ 宮代町立図書館の指定管理者 7. 審議事項 議案第18号 教育委員会の事務はの委嘱について・・・ 議案第19号 宮代町学校給食運営議案第20号 宮代町学校給食研究議案第21号 宮代町学校評議員の議案第22号 宮代町いじめ不登校	
8. その他 (1) 平成27年度 宮代町の教育の	刊行について
9.次回教育委員会について◎ 日 時 平成27年6月◎ 会 場	日() 午 時 分
10. 前回会議録の承認並びに署名	
1 1. 閉会宣言	教育委員長

6 報告事項

(1)平成27年6月宮代町議会定例会関係

ア 平成 27 年度一般会計補正予算(第 1 号)について 教育関係補正予算の概要

■歳入

科目名	予算額	内容
県委託金	1,000千円	英語教育強化地域拠点事業委託金
町債	113,400千円	小学校改修事業(エアコン設置) ・充当率 75%

■歳出

事業名	予算額	内訳
英語教育強化地域拠点 事業	1,001千円	県委託事業の実施 ・小学校において、早期に英語教育が実施された場合の教育課程についての研究、開発 報償費 180千円 講師謝金 旅費 180千円 委員等旅費
		需用費 549千円 消耗品費 印刷製本費 他 役務費 92千円 英語検定
小学校施設管理事業	151,200千円	小学校普通教室等エアコン設置 委託料 11,200千円 実施設計、施工監理
		工事費 140,000千円 エアコン設置工事 (小学2~6年生)

(2) 学校教育関係 ア 6月の行事予定について

- 1日(月)あいさつ運動・心肺蘇生法研修会(須賀小) 家庭訪問<1日~5日>(百間小)校内硬筆競書会(東小) 学校総合体育大会(全中学校) 教育実習<1日~26日>(百間中)
- 2日(火)第1回就学支援委員会(東小)新体力テスト(笠原小)
- 3日(水)プール開き・支援担当訪問(東小)心肺蘇生法研修会(笠原小) 生徒総会(須賀中)PTA 高校見学会(前原中)
- 4日(木)第1回就学支援委員会(全小中学校)学童歯磨き大会(百間小・東小)
- 5日(金)学校公開日・学校評議員会・むし歯予防集会(東小) 全校遠足(笠原小)3年保護者説明会(須賀中)開校記念日(前原中)
- 6日(土)修学旅行<6日~8日>(前原中)
- 8日(月)プール開き(百間小)心肺蘇生法研修会(東小)
- 9日(火)子ども環境会議(全小中学校)小中合同オープン参観(須賀小・中) プール開き(笠原小) 職場体験学習2年<9日・10日>・宮代特別支援学校との交流会1年

(前原中)

- 10日(水)町人権作文選考会(全小中学校)校長交換講話(須賀小) 歯科講演会1年(百間中)
- 11日(木)支援担当訪問(須賀小)心肺蘇生法研修会(百間小)全校遠足(東小) 学校保健委員会(笠原小)埼葛地区学力検査(須賀・百間中) 歯科保健学習1年(前原中)
- 12日(金)宮代特別支援学校との交流会(百間小)埼葛地区学力検査(前原中)
- 13日(土)土曜授業参観・一斉下校(笠原小)
- 14日(日)修学旅行<14日~16日>(須賀中)
- 15日(月)特別支援教育授業研究会(須賀小)家庭訪問<15日~19日>(東小) 薬物乱用防止教室(百間中)
- 16日(火)かしの木集会(百間小) 職場体験学習2年(須賀中)
- 17日(水) 県教育委員会教育長訪問(東小) 生徒総会(百間中)
- 18日(木)学校総合体育大会<陸上>(全中学校)
- 19日(金)プール開始(百間中)
- 22日(月) 能鑑賞会(笠原小) 校長交換講話(須賀中)期末テスト<22日・23日>(百間中)
- 23日(火)いじめ・不登校対策会議(全小中学校)
- 24日(水) 英語活動・英語教育推進委員会(全小中学校) 職場体験学習1年生<24日~26日>(百間中) 薬物乱用教室2年(前原中)
- 26日(金)第1回学校応援団連絡会(須賀小)かしの木集会〈勵・轉会〉(百間小)
- 29日(月) 学習参観・懇談会<低>(須賀小) 一斉下校・スクールガード(東小) ふれあい講演会(百間中・前原中)
- 30日(火)校内授業研究会<国語>(百間小)民生児童委員連絡協議会(前原中) 学習参観・懇談会<高>民生委員・児童委員連絡協議会(東小)

(3)生 涯 学 習 関 係

ア. 6月の事業予定(教育委員会主催事業)

日時	内容	場所
	あそびと運動 トライ/春季 (第3回~/全5回)	ぐるる宮代
6日(土)、	■スポーツ推進委員の指導の下、体を動かす基本動作(球	サブアリーナ
13日(土)、	等を使ったコーディネーショントレーニング)を行い、	
20日(土)	参加者の運動能力向上を目指す。	
10:00~12:00	●対象:小学1・2年生	
	チャレンジ(全15回)	ぐるる宮代
13日(土)	第4回 水泳	プール
13:00~15:00	第5回 空手	剣道場
20日(土)	■多くのスポーツ種目の楽しさと基本動作を知ることによ	
15:00~17:00	り、自分に合った興味の持てるスポーツに出会うことを	
	目的として実施する。	
	●対象:小学3・4年生	
	みやしろ大学 第3回(みやしろ大学受講生のみ)	進修館大ホール
16 (火)	■懐メロうた声 コンサート	
	懐メロ出前ボランティア おたまじゃくし	
	スポーツフィールド(第2回/全10回)	ぐるる宮代
20日(土)	■運動実施率が低い30~40才代を主なターゲットとし、指	サブアリーナ
14:00~16:00	定日時に来館すれば、一人でも楽しく運動できる機会を	
	提供する。	
	●内容:さいかつボール他	
	●対象:小学生以上	

イ. 宮代町立図書館の指定管理者選定について

宮代町立図書館は、平23年4月から㈱図書館流通センターを指定管理者として管理 運営を行なっています。今年度は、指定管理の最終年度(5年目)となるため、第二期 目(平成28年度~32年度)への更新手続きを行います。

次期指定管理者の選定にあたっては、図書館ビジョン(平成21年度策定)の実現を 目指した現行のサービス水準・各種取り組みを維持・発展する事業提案を募集し、指定 管理者候補者選定委員会による選定を経て、町議会の議決により決定されます。

図書館ビジョン (H21 年度策定)

■将来像(目指す姿)

『使いやすく、先進性を備え、町民の誇りとなり得る、宮代町立図書館』

- ・町民みんなの図書館であり、時代のニーズ、町民の求めに的確に応えられる 図書館であること
- ・宮代町のまちづくりの原動力となる情報を提供し続けることが出来る 「知の拠点」であること
- ・常に点検、見直し、再構築し、時代の先端にある図書館であること

■重点課題

- ①町民ニーズに対応した利用者サービスの改善
- ②インターネット、IT を利用した利用者サービスの展開
- ③魅力ある蔵書構築と情報提供能力の向上
- ④子どもの読書活動の推進と小中学校との連携強化
- ⑤柔軟で弾力性のある運営体制の構築と施設の整備

指定管理者選定スケジュール

- 6/5 金 │ 募集要項・業務要求水準書配布(~7/3 金)
- 6/12 金 │ 応募者現場説明会
- 6/15 月 | 募集要項に対する質問受付(~6/18 木)
- 6/24 水 | 質問に対する回答〔町 HP〕
- 6/26 金 | 応募書類受付(~7/3 金)
- 7/15 水 ┃ 指定管理者選定委員会①〔書類審査〕
- 7/22 水 指定管理者選定委員会② [応募者プレゼンテーション]
- 7/29 水 | 指定管理者選定委員会③ [応募者プレゼンテーション] [最終確認・選定]
 - 9月 宮代町議会定例会 [指定管理者の指定議決]
- 10月~ 新年度体制の準備
- ※選定の結果、指定管理者の変更(引継ぎ)がない場合は、12月町議会定例会での 指定議決を予定しています。

議案第18号

教育委員会の事務に関する点検評価に係る第三者評価委員の委嘱について 別紙の者を宮代町教育委員会の事務に関する点検評価に係る委員に委嘱すること について議決を求める。

平成27年5月21日提出

宮代町教育委員会 教育長 吉 羽 秀 男

提案理由

別紙の者を教育委員会の事務に関する点検評価に係る第三者評価実施要領第3 条第1項の規定により評価委員に委嘱したいので、この案を提出するものである。 なお、委嘱期間は平成27年6月1日から点検評価を終えるまでの間とする。

教育委員会の事務に関する点検評価に係る第三者評価委員

	氏 名	選出分野
1	小島 隆子	元小学校長
2	矢戸 義之	宮代町PTA連絡協議会
3	手島 亙	宮代町体育協会

【資料】教育委員会の事務に関する点検評価に係る第三者評価実施要領

平成25年3月14日 教委訓令第3号

(趣旨)

第1条 この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条に基づき宮代町教育委員会が行う教育委員会の事務に関する点検評価(以下「点検評価」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(第三者評価)

第2条 点検評価の実施に際しては、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用するとともに、 客観性を確保するため、第三者による評価を行うものとする。

(評価委員)

- 第3条 前条に定める評価を行うための委員(以下「評価委員」という。)は、教育に関し学識 経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。
- 2 評価委員の定数は3名以内とする。

(所掌事項)

第4条 評価委員は、点検評価について公正・中立の立場から検証し、意見を提出するものとする。

(任期)

- 第5条 評価委員の任期は、教育委員会が委嘱した日から、所掌事項が終える日までとする。 (会議等)
- 第6条 評価委員の会議は、教育委員会が招集する。

(謝金)

第7条 評価委員には、謝金を進呈する。

(関係資料の提供)

第8条 教育委員会事務局は、評価委員の評価に資するため、評価対象の事務事業に関し、客観 的資料を提供しなければならない。

議案第19号

宮代町学校給食運営審議会の委員の委嘱につき議決を求めることについて 別紙の者を学校給食運営審議会の委員に委嘱することについて議決を求める。 平成27年5月21日提出

> 宮代町教育委員会 教育長 吉 羽 秀 男

提案理由

別紙の者を宮代町学校給食運営審議会の委員に委嘱したいので、宮代町学校給 食運営審議会条例第3条及び第4条の規定により、この案を提出するものである。 なお、任期は平成28年3月31日までとする。

宮代町学校給食運営審議会名簿

	氏	名	所 属	備考
1	鈴木	仁志	学校医代表	町医師会長
2	平山	隆志	学校歯科医代表	町歯科医師会代表
3	高橋	晴子	薬剤師代表	
4	中村	里美	保健所職員	保健予防担当部長
5	吉田	シゲ子	識見を有する者	食生活改善推進協
6	出棚	興和	公募による町民	
7	相良	三喜男	須賀小学校長	
8	毛塚	悟	百間小学校長	
9	白石	薫	東小学校長	
1 0	大塚	健嗣	笠原小学校長	
1 1	下川	孝広	須賀中学校長	
1 2	小島	久和	百間中学校長	
1 3	瀬田	浩 ※	前原中学校長	
1 4	宮野	紀子※	保護者代表	笠原小PTA
1 5	中野	恵子※	保護者代表	前原中PTA

※今回変更、残任期間を委嘱

事務局 井上 正己 (教育推進課副課長兼給食センター所長)

小山 裕之(指導主事)

島村富士子(百間小学校 栄養教諭)

安藤由紀子(百間中学校 栄養技師)

(設置)

第1条 学校給食の適正な運営を図るとともに、児童・生徒の心身の健全な発達に寄与するため、 宮代町学校給食運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

- 第2条 審議会は、宮代町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。
 - (1) 学校給食の計画に関する事項 (2) 学校給食費に関する事項
 - (3) 給食内容に関する事項 (4) 前3号に掲げるもののほか、学校給食に関する重要事項 (組織)
- 第3条 審議会は、委員15人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。
 - (1) 学校医代表 (2) 学校歯科医代表 (3) 学校薬剤師代表 (4) 保健所職員
 - (5) 識見を有する者 (6) 公募による町民 (7) 学校長 (8) 保護者の代表(任期)
- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の 残任期間とする。
- 2 役職上によって委嘱された者が、その職を離れたときは、委員は解任されるものとする。
- 3 委員は、連続して6年を超えない範囲において再任されることができる。ただし、当該附属 機関の所掌事務に関し特に専門的な知識経験等を有する者が当該委員以外に得難い等特別の事 情がある場合又は任期の途中である場合は、この限りでない。

(会長及び副会長)

- 第5条 審議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長の任期は、当該委員の任期とする。

議案第20号

宮代町学校給食研究委員会の委員の委嘱につき議決を求めることについて 別紙の者を宮代町学校給食研究委員会の委員に委嘱することについて議決を求め る。

平成27年5月21日提出

宮代町教育委員会 教育長 吉 羽 秀 男

提案理由

別紙の者を宮代町学校給食研究委員会の委員に委嘱したいので、宮代町学校給食研究委員会規則第3条の規定により、この案を提出するものである。

なお、平成27年4月1日から平成29年3月31日とする。

宮代町学校給食研究委員会名簿

任期 平成27年4月1日~平成29年3月31日

	氏 名	所 属
1	瀬田 浩	校長会の代表 (前原中学校長)
2	嶺 慎二郎	教頭会の代表(教頭)
3	明珍 ちひろ	給食主任(須賀小学校教諭)
4	木下 喜子	給食主任(百間小学校教諭)
5	立石 めぐみ	給食主任(東 小学校教諭)
6	染谷 美弥子	給食主任(笠原小学校教諭)
7	高谷 緩奈	給食主任(須賀中学校教諭)
8	新井 典子	給食主任(百間中学校教諭)
9	松久 真紀	給食主任(前原中学校教諭)
10	早乙女 理恵	養護部会の代表 (東小養護教諭)
11	荒木 智子	学校薬剤師の代表
12	一玖 由紀	保護者代表(百間小学校PTA)
13	大岡 綾子	保護者代表(須賀中学校PTA)
14	島村 富士子	栄養教諭
15	安藤 由紀子	栄養技師

事務局

井上 正己 教育推進課副課長兼給食センター所長

小山 裕之 指導主事

【資料】宮代町学校給食研究委員会規則(抜粋)

平成2年3月22日教委規則第2号

最終改正 平成22年9月30日教委規則第5号

(目的及び設置)

第1条 学校給食の質の向上を図るため、宮代町学校給食研究委員会(以下「研究委員会」という。)を設置する。

(調査研究事項)

- 第2条 研究委員会は、次に掲げる事項を調査研究する。
 - (1) 学校給食の献立に関する事項
 - (2) 学校給食の衛生、安全に関する事項
 - (3) 学校給食の指導に関する事項
 - (4) 学校給食の事務に関する事項
 - (5) その他学校給食に関して必要な事項

(委員及び組織)

- 第3条 研究委員会は、委員22人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が 委嘱する。
 - (1) 給食主任(各学校) (2) 栄養士 (3) 校長会の代表 (4) 教頭会の代表
 - (5)保護者の代表 (6)養護部会の代表 (7)学校薬剤師の代表 (任期)
- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 役職上によって委嘱された者が、その職を離れたときは、委員は解任されるものとする。
- 3 委員は、再任することができる。

(研究委員会の役員)

- 第5条 研究委員会に会長及び副会長1人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は研究委員会の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

議案第21号

宮代町学校評議員の委嘱につき議決を求めることについて 別紙の者を宮代町学校評議員に委嘱することについて議決を求める。 平成27年5月21日提出

> 宮代町教育委員会 教育長 吉 羽 秀 男

提案理由

別紙の者を宮代町学校評議員に委嘱したいので、宮代町学校評議員設置要綱第 4条の規定により、この案を提出するものである。

なお、任期は、平成27年4月1日から平成28年3月31日とする。

宮代町学校評議員名簿

任期 平成27年4月1日~平成28年3月31日

NO.	学校名	氏 名
1	須賀小学校	河 野 柴 子
2		大 川 香
3		山 川 陸 夫
4		上田悟
5		三 苫 隆 司
6	百間小学校	国 川 恵 子
7		岡 野 幸 雄
8		金 子 輝 男
9		矢 戸 義 之
10		小島 清
11	東 小学校	新 井 智
12		加 藤 廸 子
13		大 澤 嘉都三
14		小 島 隆 子
15		土 谷 好 輝
16	笠原小学校	島 村 姪 子
17		永 嶋 節 子
18		茂 木 俊 二
19		小 山 寿 行
20		田 中 淑 枝
21	須賀中学校	岡 野 義 男
22		千 葉 鈴 子
23		岩上 孔昭
24		小林 明子
25		為ヶ谷千佳子
26	百間中学校	相島 英雄
27		池田祈子
28		下 康浩(本年度から)
29		芦葉 愛子 (十年底)
30	<u> </u>	横手順二(本年度から)
31	前原中学校	根岸勝恵
32		石川 徹男
33		青木秀雄
34		吉田 シゲ子
35		中田 紀子

【資料】宮代町学校評議員設置要綱

平成13年3月27日 教委要綱第1号

(目的)

第1条 宮代町小・中学校は、校長を中心に、地域に開かれた特色ある学校づくりを進めるために、各学校に学校評議員を置くものとする。

(設置)

第2条 事務局は、町内各小・中学校に置くものとする。

(組織)

第3条 学校評議員は、各小・中学校5名を原則とする。

(任期)

第4条 学校評議員は、校長が推薦し、教育委員会が委嘱する。任期は1年とする。

(学校評議員の役割)

- 第5条 学校評議員は、校長の学校運営を支援するものとする。
 - (1) 校長は、学校運営に関し、必要に応じてそれぞれの学校評議員から、意見を求めることができる。
 - (2) 校長は、前号の意見を求めるにあたり、学校運営に関する方針などを説明する義 務がある。
 - (3) 校長は、学校評議員の意見を聴き、学校経営に反映するか否かの判断を行う。

(守秘義務)

第6条 学校評議員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(会議)

第7条 校長は、学校評議員の意見を聴くために、必要に応じ、学校評員を集めて会議を開くことができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、学校運営に関する必要事項は、実施要項に定める。

附則

議案第22号

宮代町いじめ不登校対策会議設置要綱の制定について 別紙のとおり、宮代町いじめ不登校対策会議設置要綱を制定することについて、議 決を求める。

平成27年5月21日提出

宮代町教育委員会 教育長 吉 羽 秀 男

提案理由

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第14条第1項の規定に準じて、いじめ問題に関する施策の推進等を図ることを目的とし、この案を提出するものである。

宮代町いじめ不登校対策会議設置要綱

宮代町教育委員会

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第14条第1項の規定に 準じて、宮代町いじめ不登校対策会議を置く。

(所堂事項)

- 第2条 所掌内容は、次のとおりとする。
 - (1) いじめ問題に関する施策の推進及び調整に関すること
 - (2) 町内におけるいじめ問題・不登校の現状把握、分析等に関すること
 - (3) その他いじめ問題・不登校の解決に必要な事項に関すること

(組織)

- 第3条 会議は、宮代町教育委員会教育長(以下、「教育長」という。)が招集する。
- 2 会議は次に掲げる30名以内の構成員により組織する。
 - (1) 学校管理職(校長又は教頭)
 - (2) 生徒指導主任教諭又は教育相談主任教諭(養護教諭も可)
 - (3) さわやか相談員
 - (4) スクールカウンセラー
 - (5) 宮代町教育相談員
 - (6) 人権擁護委員代表者
 - (7) 主任児童委員
 - (8) 警察経験者
 - (9) 学識経験者
 - (10) 宮代町PTA連絡協議会役員
 - (11) 人権担当町職員
 - (12) 社会福祉担当町職員
 - (13) 児童福祉担当町職員
 - (14) 町教育委員会事務局職員
- 3 教諭等の参加者は、学校の実態により学校長が決定する。
- 4 教育長が必要と認めた時は、第2項各号以外の者に会議への出席を求め、その意見を聞くことができる。

(会長等)

- 第4条 会議に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定め、会議の執行に当たる。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第5条 会議は、原則として年3回開催し、そのうち1回を第3条第2項に定める第1号から第14号の構成員による全体会議、他の2回を第1号から第5号及び第14号の構成員による事務部門会議とする。
- 2 教育長は、前項に定める会議のほか、必要に応じ臨時の全体会議又は事務部門会議を招集することができる。

(庶務)

- 第6条 第3条第2号に定める第8号~第10号の委員に、予算の範囲において謝金を進呈する。
- 第7条 会議の庶務は宮代町教育委員会事務局にて処理する。
- 第8条この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。 附 則
- この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

議案第23号

公立学校施設整備計画の事後評価について

別紙のとおり公立学校施設整備計画の事後評価を行なうことについて議決を求める。

平成27年5月21日提出

宮代町教育委員会 教育長 吉 羽 秀 男

提案理由

平成26年度に実施した笠原小学校及び須賀中学校の改修工事について、学校施設環境改善交付金交付要綱に基づく施設整備計画の目標の達成状況等について評価を行なうため、この案を提出するものである。

【資料】関係法規等

■義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(抜粋)

第12条 国は、地方公共団体に対し、公立の義務教育諸学校等施設に係る改築等事業の実施に要する経費に充てるため、その整備の状況その他の事項を勘案して文部科学省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

- 2 地方公共団体は、前項の交付金の交付を受けようとするときは、施設整備基本計画に即して、当該地方公共団体が設置する義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備計画を作成しなければならない。
- 3 施設整備計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 施設整備計画の目標
- (2) 前号の目標を達成するために必要な改築等事業に関する事項 (3) 計画期間
- (4) その他文部科学省令で定める事項
- 4 地方公共団体は、施設整備計画を作成し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、文部科学大臣(市町村(特別区を含む。以下この項において同じ。)にあっては、当該市町村の属する都道府県の教育委員会を経由して文部科学大臣)に提出しなければならない。

■学校施設環境改善交付金交付要綱(抜粋)

第3 施設整備計画

1 地方公共団体は 学校施設環境改善交付金の交付を受けようとするときは、公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針(平成 18 年文部科学省告示第 61 号)及び公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本計画(平成 18 年文部科学省告示第 62 号)に基づき、次に掲げる事項を記載した施設整備計画を作成し、当該施設整備計画を文部科学大臣(市町村(特別区を含む。以下同じ。)にあっては、当該市町村の属する都道府県の教育委員会を経由して、文部科学大臣)に提出しなければならない。

施設整備計画の目標 / 交付対象事業の事業区分 / 計画期間

施設整備計画の名称 / 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

域内の義務教育諸学校等施設の整備状況 / 交付対象事業に係る学校等の名称

交付対象事業ごとの整備面積 / 交付対象事業ごとの概算事業費

交付対象事業に係る学校等についての整備方針

その他必要な事項

2 前項の規定は、施設整備計画を変更する場合に準用する。

第8施設整備計画の事後評価

- 1 地方公共団体は、計画期間の終了時に施設整備計画の目標の達成状況等について評価を行い、これを公表するとともに、文部科学大臣(市町村にあっては、当該市町村の属する都道府県の教育委員会を経由して文部科学大臣)に報告しなければならない。
- 2 文部科学大臣は、前項に基づく報告を受けたときは、地方公共団体に対し、必要な助言をすることができる。